⑦中期目標	②中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	伊平成21年度における 業務の実績		(半厚生労働省の評価)
						○収納率の計画値 健保 厚年 船保 99%以上 20 43 9 98~99% 94 131 7 97~98% 93 83 6 96~97% 59 33 4 96%未満 46 22 31 (注)収納率の計画値の区分別に 年金事務所数を集計したものである。 ○口座振替実施率の計画値 健保 厚年 船保
	·		·			95%以上 23 23 2 90~95% 126 124 7 85~90% 106 102 7 80~85% 42 44 3 80%未満 15 19 38 (注1)口座振替実施率の計画値 の区分別に年金事務所数を集計したものである。 (注2)全事業所に対する口座振替 を申し出た事業所の割合である。
(3)給付事務に関する事項 〇 給付事務について所要 日数や正確性に関する目標 を定め、当該目標の速なに 向け、年金給付の迅速なに 定及び正確な支給に努める こと。	,	3. 給付事務に関する事項	3. 給付事務に関する事項		(理由)	評価: C ^(理由)
	①以下の取組により、年金給付の迅速な決定及び正確な支給に努める。 ア 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)を次のとおり定め、原要日数(請求者に対する不備返りらの回付に要した日数を除く。)での当該目標の速成に向けて、迅速分析し、急速分析し、時期目標の遺成に向けの遺成を分析し、のの違成率が前とでの場合を図る。前期目標期間率と同じ上の水準を確保するとともに、即期目標期間率と同じ上の水準を確保するとともについて、最終年度においては当指す。 くサービススタンダードになりの%以上とすることを目指す。 くサービススタンダードン・を一般をでは、1を90%以上とすることを目指す。 くサービススタンダードン・を一般をできるとは、1か月以内の再確認を要しない方は、1か月以内の、100円の、		① サービススタンダードの達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する等迅速な決定を行ったか。	< 設定したサービススダンダードの内容> ◇老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は1か月以内) ◇障害基礎年金:3か月以内 ◇障害厚生年金:3か月半以内 ○平成21年度の達成状況は、以下の表のとおり、老	調な最大の原因として対的年同 比(20年度:21年度)で290万年 6%)の受給者の増加がある構 6%)の受給者の増加がある機構 短やで、年度途中で日本年金機能 短への対対応を優先したことによれて が行かがを優先したことによれて がでいるではまなどが主なにないまなどが主なにないまなどが主なにないまないです。 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	把握しているものの、障害厚生年金については特に裁定処理が遅れ、お客様からの苦情につながった。 障害厚生年金に係る対応については、4月から障害認定事務の審査業務を担当する事務職員の増員を図るなどの審査体制の強化を図っているが、3月までにおいても対応の検討を行い進機を進めていた。1

①中期計画	⑦平成21年度計画	②平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
			〇サービススタンダード達成率が低調な原因としては、年金記録問題への対応を優先したことによる影響のほか、日本年金機構移行に伴う設立当初の混乱、受給者の増加によるものと考えています。このため、地域の実情に応じた事務センター等の処理体制の見直しを行うなど、達成率の改善に向けた取組を進めています。		(1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996) (1996)
•	イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。		〇特に、障害厚生年金については、お客様からの問い合わせ等に対応する専用電話を設置するとともに、サービススタンダード達成率の改善に向けて、平成22年4月から障害認定事務を担当する職員を56人から97人に大幅に増員することとするなど審査体制強化の準備を進めました。		
			給付種別 決定件数 平均所要日数 達成車 加入状況 加入状況 加入状況 加入状況 加入状況 加入状況 の再確認 の再確認 の再確認 を要する を要しな を要しな を要しな に、 を約基礎 134,784 45,6日 40,4日 86,70% 41,50%		
			老齢厚生 1.873.69 48.4日 39.9日 82.50% 43.20% 年金 74.40% 56.6日 48.7日 72.40% 30.20% 年金 1連族厚生 273,250 60.2日 39.7日 68.10% 49.60% 年金 件		
***************************************			除書庫生 27,909件 158,1日 10,00% 158,11日 158,1		·
	②適正な届出の周知 新規裁定者全員に対するパンフレット の送付や60歳を超える就労者が多い 事業所に対する適正な届出の指導等 を行う。	ハンフレットの送付や60歳を超 える就労者が多い事業所に対 する適正な届出の指導等を 行ったか。	〇新規年金決定者に対しては、年金証書を送付する際に年金の種別に応じて新規年金決定者用のパンフレット (「年金を受給される皆様へ」)を同封しています。このパンフレットの中で、老齢厚生年金受給者が就職した場合は	新規年金決定者へパンフレットを送付しました。 さた、60歳を超える就労者が多い また、60歳を超える就労者が多い 事業所にリーフレットを送付しまし た。	②適正な届出の周知については、新規裁定者全員に対するパンフレットの送付に取り組入がでいる。また、60歳を超える説労者が多い事業所に対する大事所調査における重点的な取組の一つとされているが、事業制のトラリーフレットを送付するに留まっている。
	(●押計画)	イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。	・ イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金載定の処理日数の短縮を図る。 ②適正な届出の周知 新規裁定者全員に対するが別裁数定者全員に対するが必要を を		### の視点

⑦中期目標	①中期計画	⊕平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	伊平成21年度における 業務の実績		(3) 学事を受ける。 (4) では、 (4) できます。 (5) できます。 (5) できます。 (5) できます。 (5) できます。 (6) で
	ニュアルの徹底を図るとともに、事務 処理誤りが発生した場合には、事務処 理誤りに関する組織内の情報共有を	年金給付の支給の誤りを防止するため、以下の措置を講じる。 ア 年金給付に関する業務処理マニュ	理マニュアルの徹底を図り、必要に応じて研修等を行う等年金給付の支給誤りを防止するための措置を講じたか。	ニュアル」を平成22年1月に制定・施行し、マニュアル に基づく業務処理の適正化に努めました。	務処理誤り事例の組織内共有の 取組を進めました。なお、依然とし て年金給付に関する事務処理誤り が発生しており、今後とも再発防 止に向けた取組を一層強化しま す。	③正確な支給については、マニュアルを適宜改訂するとともに、周知徹底について指示を行っているが、22年1月以降も依然として年金給付関係の事務処理誤りが発生しており、引き続き改善に向け努力されたい。

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	切日本年金機構 の自己評価	半厚生労働省の評価
方を極力少なくするための 実効ある取組を進めること。	申請忘れ、申請漏れの を極力少なくするための 効ある取組を進めること。 等、受給者の申請忘れ、申請漏れを 極力防ぐための実効ある取組を進め る。	受給者の申請忘れ、申請漏れを防止	④ 年金支給年齢に到達する 直前に、「ターンアラウンド方 式」の年金請求書を送付する 等、受給者の申請忘れ、申請 漏れを防ぐ取組を進めたか。	また、60歳以後に受給権が発生する方には、「老齢年金のお知らせ」を、受給資格が確認できない方には、「年金加入期間の確認について(ご案内)」を、それぞれ60歳到達の3か月前に送付しています。 (平成21年度における送付件数) ・年金請求書(ターンアラウンド用)	申請忘れ、申請漏れを防止するため、年度当初に作成した業務スケジュールに則って、対象者に年金請求書等を送付しました。 また、社会保険オンラインシステム	る裁定請求書の送付を着実に実施するなどの取組を進めた。
				〇旧社会保険庁において、平成21年12月18日から24日にかけて、社会保険オンラインシステム上の記録では25年の受給資格期間を満たさない方(約50万件)に対して、合算対象期間(カラ期前)(※15)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金加入期間に関するお知らせ」)を送付しました。この「お知らせ」の送付対象者については、機構設立後において、年金相談や年金の決定の状況についてフォローアップを行っており、10,039人の方について3キローアップを行っており、10,039人の方について3キローアップを行っており、10,039人の方について3キローアップを行っており、10,039人の方について3中金の決定が行われるなどその状況は次のとおりとなっています。 《用語解説》 (※15)年金額には反映されませんが、「年金を受け取るために必要な期間(25年)」に算入することとされている期間のこと。例えば、昭和61年3月までの間で専業主婦であった期間や、海外に在住していた期間のことを言います。		

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点		業務の実	24 Table 1 Tab	の自己評価	(学厚生労働省の評価)
				事項 「お知らせ」 送けが象者 ナビ 受会の たけ ない 大田 教 不 のか た のか を のか を ない まる かい できます かい	件数 (人、 件) 499, 399 人 2, 020 件 4, 350 人	成22年3月31日現在) 備 考 うち、不着件 数、約3万件 平成21年12 月21日以降 に年金請された 方の状況		
7 . Lasu 12 ta to 10 11 At 1 50		1.20 la tota 11.60 la 7 da 2		【別表12:年金加 ガキ(見本)】	入期間確認の	ための「お知らせ」ハ		
(4)相談、情報提供等に関する事項	4. 相談、情報提供等に関する事項	4. 相談、情報提供等に関する事項	4. 相談、情報提供に関する事 項					
他の相談機関の適切な紹介、来所相談における待ち 時間の短縮、電話相談にお	権者その他の関係者の立場に立って、利用しやすい相談体制を整備するとともに、必要に応じて市町村や税務、署等の他の相談機関を紹介する等、感切丁寧に対応することに留意し、適正に実施する。 ア 窓口の混雑状況やお客様の二人で、変話相談について、応等情でない。また、電話相談について、応等期で30分、混雑期においても、情時関める。混雑期においても特時間の短縮に努める。混雑時においては待ち時間の短縮に努める。混雑時においては待ち時間の目安を表示する。	の相談時間を確保するため、また、「ねんきん定期便」及び「厚生年金加入記録のお知らせ」の実施による相談について以下の取組を推進する。 ・昼休み時間帯における年金相談の実施・毎週月曜日における年金相談の受付時間の延長・毎月第2土曜日における年金相談の実施		〇屋体場別及 「厚生加に を を を の で で の で の で の で の で の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	D 窓口開所計る ・記録のより、記録のより、記録のより、記録をある。 ・記録をある。のは、おりる。 ・記録をある。 ・記録を表している。 ・記述を表している。 ・記述を、 ・こ	間の延長(19時 4年金相談を実施しま 5世」の実施による相 校22年2月1日から、専 へ200席増席しました。 ち時間の短縮などの	所窓口における平均待ち時間については、徐々に改善してきましたが、日本年金機構への移行に伴い業務に習熟した職員が減知しいまた、設立当初において、新たに年金相談業務に従事する職員への研修機会を十分に確保できなかったこともあり、当初3か月の間には、計画に掲げる待ち時間の水準には至りませんでした。	上となっている事務所数は平成22 年1月以降徐々に減少した。 しかしながら、依然として年金事務所の窓口にお越しいただいたお客様を長時間お待たせしている年金事務所が少なくない状況であった。 また、コールセンターのうち「ねんきんダイヤル」の応答率について、平成22年1~3月は、平成21年同月と比べていずれも高い水準にあるものの、源泉徴収票の発行等季節的要因により、30%台となる月もある状況であった。 年金相談担当者のレベルの統一

②中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	⑦日本年金機構 の自己評価	(3) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6
		イ 窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)をホームページ等で提供するとともに、混雑時の待ち時間の目等の積極的な情報と提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ年金事務所に来ていただく必要を減らすこと、及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう待ち時間の短縮に努める。		〇年金事務所窓口(312か所)における平均待ち時間(13時現在)の状況は以下のとおりとなっており、依然として、窓口にお越しいただいたお客様を長時間お待たせしている状況にありますが、上記のような取組の結果、待ち時間が1時間以上となっている事務所数は、徐々に減少してきています。		
				<平均待ち時間>		
○ 市町村や社会保険労務	イ 年金相談センターの運営を全国社	ウ 年金相談センターの運営を全国社		30 分以上 1 1 時間以上 時間未満 平成 22 103 事務所 98 事務所 年 1 月 平成 22 98 事務所 年 2 月 平成 22 108 事務所 45 事務所 年 3 月		
士との連携強化を図り、年 金相談の充実に努めるこ と。また、年金委員をはじめ とする市民との連携協力に 努めること。	会保険労務士会連合会に外部委託し、効果的な業務実施を図る。	会保険労務士会連合会に委託する 等、社会保険労務士等の協力を得て、 効果的な業務実施を図る。 エ 年金事務所の配置や地域ニーズを 考慮して、市町村の庁舎 郵便局 農		談は、平成22年1月から全国社会保険労務士会連合会に委託しました。委託業務の実施に当たっては、 年金相談センターと年金事務所との間で、定例会の 開催、疑義照会の回答、混雑状況の情報交換などを 行い、連携協力を図りました。		
				〇年金相談センター業務開始直後の平均待ち時間 (13時現在)は30分強でしたが、2月以降は30分未満 に改善されました。		
	り組む。 オ 年金委員をはじめとする市民との	オ 端末装置の設置市町村数の拡大を図るなど、市町村との連携強化に取り組む。カ 年金相談担当者の事務所内研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。		〇コールセンターについては、「ねんきんダイヤル」の平成22年1月から3月までの応答率(総呼数に対する応答呼数の割合)は45.8%(平成21年度の応答率44.3%)、「ねんきん定期便専用ダイヤル」の平成22年1月から3月までの応答率は34.6%(平成21年度の応答率92.5%)となっています。お問い合わせは、日本年金機構から発送する各種の通知に関するものが多く、特に平成22年2月は、扶養親族等申告書の2月定期支払額への反映及び源泉徴収票の発行という季節的な要因により「ねんきんダイヤル」の応答率が低い水準にとどまりました。		

⑦中期目標	①中期計画	⑦平成21年度計画	②平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	の日本年金機構 の自己評価	(半厚生労働省の評価
				マ応答率>		
				[別表13:ねんきんダイヤルの月別応答状況] 〇年金事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、年金事務所が設置されていない市町村の庁舎や商工会議所等に職員や社会保険労務士を派遣し、出張相談を実施しました。 出張相談回数(平成22年1月~3月):1,865回 相談者数:41,179人		
				〇市町村において年金相談を実施していただくために必要となる端末装置を設置し、年金相談を実施していただく市町村数の拡大に努めました。この結果、端末装置の設置市町村数は、平成21年12月末現在の228市町村から平成22年3月末現在では235市町村と7市町村増加しました。また、従来、原則として「ねんきん特別便」の年金記録に関する相談に限っていた端末装置の利用範囲について、年金記録全般の相談に使用できるようその拡大を検討し、平成22年4月1日より利用範囲を拡大することとしました。		
	•			〇年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談セニュアル」の全面改定を平成22年3月に行いました。また、窓口担当職員のスキルアップのために、各ブロック本部において、年金相談経験が少ない職員等を対象とした年金相談研修を実施しました。	Į.	

⑦中期目標	①中期計画	⊕平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績	勿日本年金機構 の自己評価	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	(2)分かりやすい情報提供の推進 公的年金事業に関するお客様の皆 様の理解と信頼を確保するため、分か りやすく効果的な情報提供を行う。	(2)広報活動の推進	(2)広報活動の推進			評価:C
○ 公的年金事業に関する 国民の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効まこと。また、インターネットの活用等による年金個人情報の を図ること。	ア 公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやす	①社会保険事業の効果的な広報 ア 広報目的や対象に応じて適切な広報 報媒体を選定することにより、より効果 的な広報の実施を図る。	① 広報目的・対象に応じた適切な広報媒体の選定により、効果的な広報を実施するともに、施策目的に沿った分かりやすい周知広報等を実施したか。		コンテンツが多数存在し、お客様 にご迷惑をおかけしてしまいました。 その後は、お客様の利便性に資す る情報の掲載を着実に実施しましたが、一部計画で予定していた取 超を実施できませんでした。	平成21年度計画に基づき、旧社会保険庁における取組に引き続き、①国民年金保険料の納付促遊のため、コンビニ収納・電子納付書の納付方法について、納付書の裏面への記載等により周知を図り、その利用促進に努めたこと、②全ての被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を行ったこと等、着実に実施した。

⑦中期目標	①中期計画	一	①平成21年度における 評価の視点	伊平成21年度における 業務の実績	②日本年金機構 の自己評価	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
		イ 次のような施策目的に沿った分かりやすい周知広報を充実する。 ・制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報・国民年金の保険料について、口座振		〇制度改正事項(国民年金保険料額の改定、在職 老齢年金の支給停止基準額の変更)については、機 構ホームページに必要なリーフレット等を掲載すると ともに、年金事務所等の窓口に配置し、周知を図り ました。		
		替割引制度、保険料の減免手続、電子納付やコンピニ収納等についての周知 広報 ・健康保険、厚生年金等の適用の適正 化及び適正な保険料収入の確保並び に保険給付の適正化のため、被保険 着資格等の適正な届出、保険料の納 期内納入等について、事業主に対する		〇国民年金保険料の納付を促進するため、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。(再掲)		
		周知が、いて、事業主に対する 周知広報・インターネットや磁気媒体(FD)による 届出の普及促進を図るため、事業主等 に対する周知広報		〇健康保険・厚生年金の適用(加入手続き)については、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて適正な届出の徹底を図るとともに、定時決定時の調査(船員保険においては標準報酬実態調査)の際の説明及び各種広報媒体(チラシ、パンフレット等)による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めました。		
				〇電子申請や磁気媒体(FD)による届出の普及促進を図るため、電子申請や磁気媒体による届出の手続方法、事業主等が反復、継続的に利用する主な手続について説明した電子申請利用マニュアル、磁気媒体届書作成プログラム及び操作説明書などについてホームページに掲載し、周知を図りました。		
		ウ 年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進		〇年金委員に対する情報提供の方法や研修計画など効果的な連携・協力のあり方について検討を行いました。また、社会保険労務士に対しては、機構本部から発出した指示・依頼等を全国社会保険労務士会連合会を経由して情報提供することとしました。		
		エ 国民年金のメリットや安心感などのポイントを分かりやすく解説した資料やお客様の多様な関心事項に的確に回答した資料等を作成し、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。		○全国統一の広報物として作成している「総合パンフレット」(国民年金のメリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説したもの)を改訂し、年金事務所や市町村の窓口に備え付けるとともに、「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」(年金制度のしくみ等を解説したもの)を作成し、年金手帳送付時に同封することによる広報を実施しました。また、「総合パンフレット」及び「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」については、機構ホームページにおいて掲載しました。【別表14:総合パンフレット(抜粋)】		
		オ 年金制度の仕組みや必要な届出 等について解説した資料を年金手帳の 交付時等に合わせて配布する。				

①中期計画	⑦平成21年度計画	①平成21年度における 評価の視点	⑦平成21年度における 業務の実績		
イ 分かりやすく利用しやすいホーム ページを作成・提供する。	カ 機構ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子ども向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。		〇機構ホームページについては、機構設立直後には「準備中」のコンテンツが多数存在するなど、お客様にご迷惑をおかけしました。このため、まずはお客様の利便性に資する情報の掲載に優先的に取り組み、必要な情報にアクセスしやすい画面構成とすること等に留意した広報を行いました。 具体的には、機構の紹介や、年金個人情報提供、諸届出の電子申請や磁気媒体申請、全国の相談窓口や混雑状況の紹介などの各コーナーを開設しました。また、お客様からのご意見等を踏まえ、トップ画面のレイアウト変更、各コーナー内の記載内容修正なども適宜行い、お客様に分りやすくなる改善を行いました。その他、厚生労働省の動画チャンネル「YouTube」に、機構の紹介番組(理事長メッセージ、組織、記録問題の取組状況、コールセンター)を掲載しました。		
			〇これらの取組を優先した結果、平成21年度中に は、年金制度の解説コーナーや子ども向けのコー ナーは開設できませんでしたが、これらについては、 平成22年度において取り組むこととしています。		
			〇なお、機構ホームページのトップページへのアクセス件数は、平成21年12月における旧社会保険庁ホームページへのアクセス件数約82万件を下回っていますが、1月の約67万件から3月には約78万件まで増加しました。		
ウ 被保険者に対して、保険料納付実 績や年金見込額等をお知らせする「ね んきん定期便」を実施する。	「ア 被保険者に対して保険料納付事績	人情報の提供など年金個人情	〇旧社会保険庁当時の平成21年4月より、全ての被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を行いました。(平成22年3月末までに6,673万件送付)(再掲)	(理由) 全ての被保険者の方に対し「ねんきん定期便」を送付しました。 インターネットによる年金個人情報 の提供に係るDD・パスワードの発 行件数については、21年4月~12 月までと比べ1~3月は減少してお	
エ インターネットや他の個人あて文 書交付の機会を活用して、年金個人 情報の提供の充実を図る。	イ インターネットによる年金個人情報の提供・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を機構ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供する。・機構独自のID・パスワード認証方式による仕組みにより、被保険者・受給者に対して年金加入記録を即時に回答する	·	ンターネットでの年金記録の確認をより使いやすいも	22年3月末現在で約159万件に留まっています。このため、新しいインターネットによる年金個人情報シ	
	イ 分かりやすく利用しやすいホームページを作成・提供する。 ウ 被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込額等をお知らせする「ねんきん定期便」を実施する。 エ インターネットや他の個人あて文書交付の機会を活用して、年金個人	イ 分かりやすく利用しやすいホーム ページを作成・提供する。 カ	プー・アルン・「一・アルン・「アルン・「一・アルン・「アルン・「一・アルン・「アルン・「一・アルン・「アルン・「アルン・「アルン・「アルン・「アルン・「アルン・「アルン・	プースタントでは、現場である。 一次のでは、現場がのできません。 一次のできたでは、現場がのできません。 一次のできたでは、現場がのできません。 「のできたでは、現場がのできません。 「のできたでは、現場ができません。 「のできたでは、現場のできません。 「のできたでは、現場のできません。 「のできません。 「のできました。 「のできない。 「できない。 「のですることとしまし、 「のですることとしまし、 「のですることしましました。 「のではない。 「のではない。 「のではない。 「のではない。 「のではない。 「のではない。 「のではない。 「のではない。 「できない。 「のではない。 「できない。 「のではない。 「できない。 「のではない。 「のではない。 「できない。 「のではない。 「できない。 「のではない。 「できない。 「のではない。 「できない。 「ないい	プーアの11回回 プースページに対して表現を表現したネット書のの信息できない。